

# 新宿区 UD まちづくり ニュースレター

Vol.

15

WINTER

第15号  
2024.12

## UDスポット にししんじゅくごちようめちゅうおうみなみちく 西新宿五丁目中央南地区

かつて老朽化した木造住宅が密集していた西新宿五丁目中央南地区に、令和6年11月に新たな建物と広場が完成しました。江戸時代にこの地に十二社の大演があったことから、建物の内部や周囲には昔の水景の名残を残しており、老若男女誰もが心地よく快適に過ごすことができるみどり豊かな空間が広がっています。一方で、災害時には避難スペースとして機能し、炊き出しや消火活動等を行うこともできるようになり、地域の防災性が向上しました。

ニュース第15号では、西新宿五丁目中央南地区のユニバーサルデザインに関する取組や想いについてご紹介します。

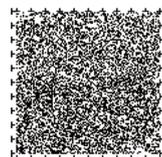
ユニバーサルデザイン

## UDとは？

年齢・性別・国籍・個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できるよう生活環境その他の環境をつくり上げていく考え方です。

新宿区には、多くの外国人をはじめ、様々な人々が生活しています。区では、移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちを目指して、令和2年3月にUDまちづくり条例を制定しました。

このニュースレターでは、新宿区を取組や、UDスポットの紹介、利用者の声などをお伝えしていきます。



Uni-Voice

ひろば とう  
広場1号

# にししんじゅく ごちょうめ ちゅうおうみなみ ちく 西新宿五丁目中央南地区

Nishi-Shinjuku 5-Chome Central South Area

ほどうじょうくち  
歩道状空地

UD探検隊が行く！新宿UDまちづくりスポット

段差の無いフラットな道

道幅が広くみどりのある歩行空間

Good  
UD  
ポイント

## だんさ たてもの まわ 段差のない建物周り

建物の周りをぐるっと一周する空間は、周囲の歩道から段差無くアクセスすることができます。また、幅員4mの歩道状空地※1が確保されておりゆるやかな勾配であることから、車いすを使用する方も利用しやすい道となっています。※1 道を歩く人のための空地で、だれもが使うことができます。

## 利用者コメント

自宅までの帰り道として利用しています。付近にたくさんのお木々があり良いと思います。あたたかみのある色で幅が広い道は通行しやすいと感じました。(70代・男性)



ひろば とう  
広場2号

区画道路1号とつながりのある空間

ひろば とう  
広場3号

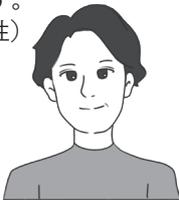
かんつうつうろ  
貫通通路※2

へきめんりょくか  
壁面緑化

※2 敷地を通り抜ける道路で、だれもが使うことができます。

## 利用者コメント

近所に住んでおり、犬の散歩でよく周辺を歩いています。再開発が進み利便性が向上したと感じています。今後この地区がどのように使われるようになるのか楽しみです。(50代・男性)



## 地区内地図



健康器具として利用できる  
背伸ばしベンチ



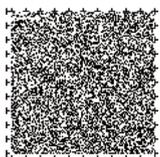
植え込みの曲面に沿ったベンチ



Good  
UD  
ポイント

## いろいろなデザインの個性的なベンチ

各広場に設置されたベンチは、大きさや高さ、素材等が異なっており、それぞれに特徴があります。ここを訪れた人は、自分にとって居心地の良い場所を見つけ、思い思いに過ごすことができます。



Uni-Voice

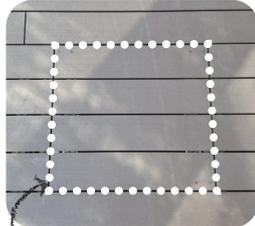
自分に合った高さが選べる  
石のベンチ



日常に溶け込む防災機能

普段は広場として利用している場所に、災害時に活用できるマンホールトイレやかまどベンチがあるほか、消防水利、防災倉庫、一時滞在スペースとして機能するエントランスホールが面しているなど、防災性の高い地区となっています。

自由に入出入りできる植栽に設置されたかまどベンチ



ウッドデッキの下にマンホールトイレが整備されている



※3 消火活動に使う水を貯めておく施設です。  
※4 消防団や消防車両を収容する場所です。

運営者インタビュー

かつての西新宿五丁目中央南地区は、木造住宅が密集しており、建物の老朽化や防災拠点が無いこと、オープンスペースやみどりが足りないことが課題となっていました。これらを解決するため、平成4年から西新宿五丁目中央北・中央南地区の権利者がまちづくりに取り組んできました。安全に生活し、子育てできる環境をつくることを目的としていることから、現在は古い木造住宅から高層マンションへと居住空間を一転させたほか、保育所や店舗などが入る施設棟が整備されています。



株式会社 熊谷組  
設計本部設計第2部  
高橋さん

建物の周りは歩行空間が4m以上確保され、歩道状空地として整備されており、段差の無い歩きやすい空間となっています。

また、新たに3つの広場が整備されました。広場1号には5つのマンホールトイレと3台のかまどベンチがあり、災害時には炊き出しを行うことも可能です。広場2号は隣接する公園と自由に行き来できる歩行空間となっており、健康増進器具を兼ねた背伸ばしベンチがあります。また、広場3号に面する住宅棟内には消防団小屋があります。地下には40トンの消防水利が設置されており、災害時の消火活動に利用できます。各広場に設置されたベンチの形や高さには様々なバリエーションがあり、ここを訪れる人が思い思いの好きな場所に座れるようになっています。

敷地の中心部には、広場1号から広場3号に抜ける貫通路があり、近隣地区とのつながりを保ちつつ、回遊性も向上しました。また、近隣地区と樹種を揃えて、中央公園と神田川をつなぐ「みどりの散歩道」を形成し、人々の憩いの場となっています。さらに、住宅棟のエントランスホールは一時滞在施設となっており、災害時には帰宅困難者の受け入れが可能です。このように、西新宿五丁目中央南地区は、防災拠点と日常的な憩いの場を兼ね備えた空間を創出しています。

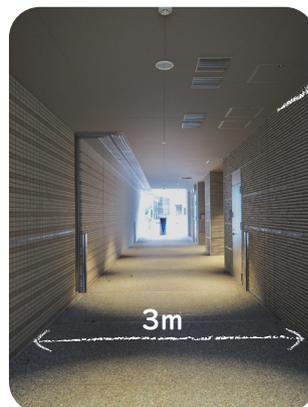
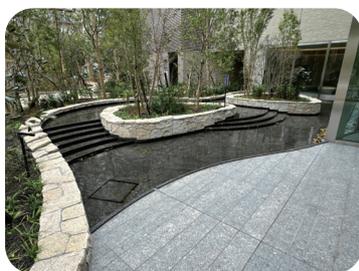
今回、設計するにあたって、「ユニバーサルデザイン」の難しさを実感しました。「様々な人が使いやすいもの」を目指していても、その「様々な人」の中には身体障害、知的障害、精神障害がある方、高齢者、子ども、妊婦さんなど様々な特徴がある方がおり、誰かに特化して使いやすい形にすると、他の誰かにとっては使いづらくなってしまうことがあります。そういった中で、誰もが使いやすいデザインとは何なのか、まだ手探り中ではあります。しかし、今後も考えを深め、デザインを試行錯誤しながら、より誰もが使いやすい場所を設計していきます。

まちの歴史を残す

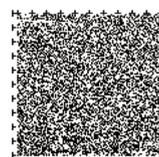
かつて十二社の大滝※があり、農地や宿場町として栄えたこの場所の歴史を伝えるため、滝をコンセプトとした建物デザインとなっており、内部や周辺には水景が広がっています。また、以前に道があった場所は貫通路となっており、近隣地区とのつながりを保ちつつ、地区の回遊性を向上させています。

※江戸時代に、神田上水の水量を補うため、玉川上水から神田上水に向けてつくられた神田上水助水堀が、熊野神社東端の崖から落ちるところにできた滝。

エントランス付近に設置された水盤



幅員が3mあるだれもが使える貫通路



Uni-Voice



### 歴史から学ぶ その3 「国際シンボルマーク (ISA) とその普及」



日本女子大学 建築デザイン学部  
建築デザイン学科 助教  
(一級建築士・福祉住環境  
コーディネーター 1級)  
植田瑞昌さん

建築物や駐車スペースなどでよく目にする図のマークの意味をご存知でしょうか。

車椅子のマークなので車椅子使用者のためだけのマークのように思われますが、正式名称は「国際シンボルマーク (ISA: International Symbol of Access)」と書いて、すべての障害のある人が利用できる建築物や施設であることを示しています。

では、いつ、どのように決められたのでしょうか。1960年代、建物へのアクセスを求めた運動がヨーロッパと北米に広がり、市民権の考え方として建築物についてより配慮が求められるようになりまし。そのため、各国においてさまざまにシンボルが急増し、象徴的なものから説明的なものまで、さらに、行きたい場所へのアクセス可能なルートが見つけれられるよう人々を案内することを目的としたものや、バリアフリー施設や設備に標識を付けることを目的としたものもありまし。多種多様なシンボルが始め、一部で混乱も見られたため、国際リハビリテーション協会 (IR: Rehabilitation International) は、統一されたシン

ボルの開発に動き出しました。その結果、1969年にアイルランド・ダブリン市で開催されたICの総会で、正式に現在のこのマークが採択され、世界共通のマークとして普及していきました。

この国際シンボルマーク (ISA) の基礎となったデザインは、1968年スカンジナビア・デザイン

ン学生連合が開催した夏のセミナーで、デンマークの学生スザンヌ・コーフォード (Susanne Soeborg) 氏によってデザインされました。もともとは象徴化された車椅子が表現され「頭」を表す〇の部分が多かったそうです。ICの公表前に変更が加えられ、車椅子のバックサポート部分に〇がつくことで「ひと」を表現し、その後の障害者の権利運動の象徴にも用いられるなど飛躍的な使われ方をしていきました(文献)。一方で、このマークの主旨は、障害者の利用を考慮した建物・施設を示す国際シンボルマークであり、少なくとも「建築物へのアプローチに支障がないこと」、「入口が利用できること」、「施設が利用できること」が条件となります(注1)。

今日に至るまでに、さまざまな人物や団体によるデザインの再考などが見受けられますが、このマークの主旨を改めて理解し、建築物やまちがすべての人にとって利用しやすい空間となるとよいですね。



国際シンボルマーク

出典：日本障害者リハビリテーション協会

(今回のコラムはUDに詳しい専門家の方からご寄稿いただきました。)

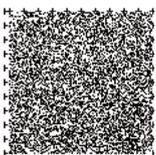
## 新宿区 UD まちづくり条例施設整備マニュアルの改定を進めています！

新宿区 UD まちづくり条例について詳しく解説している新宿区 UD まちづくり条例施設整備マニュアルの改定を進めるため、令和6年8月19日に第8回新宿区 UD まちづくり審議会を開催し、新宿区 UD まちづくり条例施設整備マニュアル改定検討部会を設置しました。詳しくは2次元バーコードより新宿区 HP をご確認ください。

新宿区の HP はこちら



新宿区からのお知らせ



Uni-Voice

取材・編集：(株) 菫まちづくり研究所

新宿区ユニバーサルデザインまちづくりニュースレター 第15号 (令和6年12月発行)

お問い合わせ先：新宿区景観・まちづくり課

(文献1) : Elizabeth Guffey: 「DESIGNING DISABILITY symbols, space, and society」 BLOOMSBURY VISUAL ARTS, 2019  
(注1) : ISAの設置基準等については、日本障害者リハビリテーション協会 GHP をご確認ください。 <https://www.jrpdjp/overview/symbol/>